

民生委員及び児童委員活動費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、民生委員及び児童委員の活動を促進し、地域社会の福祉の増進を図るため、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は次の表のとおりとする。ただし、10円未満は切り捨てるものとする。

経 費	算 定 基 準	補 助 額
(1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費	60,200円×民生委員の定数	算定基準により算出された額と、交付の対象となる経費の実支出額とを比較し、少ない方の額
(2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費	542円×民生委員の定数	
(3) 民生委員推薦会の開催に要する経費	知事が別に定める額	
(4) 民生委員協議会会長の活動旅費に要する経費	11,920円×会長数	
(5) 民生委員協議会活動の推進に要する経費	160,000円×民生委員協議会数	

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする市町村に対し通知するものとする。

3 前条の当初の申請にあたっては、当該年度の4月1日現在の定数及び協議会数で算出することとする。

4 各市町村は、当初の交付決定を受けた後、定数や協議会数に変更が生じたときは、様式第1－2号により、当該年度の3月5日までに別紙1－2及び別紙2を添えて知事あて申請すること。

(交付の方法)

第4条 この補助金は、概算払いで交付する。

2 第1回目の支出については、第1四半期から第3四半期分として、当初交付決定額のうち4分の3を支出し、第2回目の支出については、第4四半期分として、変更交付決定額（変更申請のない市町村については当初交付決定額）から既支出済額を差し引いた残額を支出する。

(記載事項)

第5条 規則第4条第1項第2号及び第3号（補助事業の遂行計画は除く。）に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者等は、知事の要求があったときは補助事項等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(報告書の提出時期)

第9条 規則第13条の報告書の提出時期は、毎年度終了後1月以内とする。

(書類の整備保管)

第10条 市町村は、補助事業に係る収入および支出等を明らかにした帳簿等を備えるとともに、当該収入および支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、様式第4号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したもとする。

附 則

この要綱は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和46年4月1日から適用する。

2 申請書の提出期限は、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和46年度分に限り、昭和47年1月15日までとする。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和47年7月1日付けで新たに委嘱された者の数に9,000円の12分の9を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員数に300円を乗じて得た額。
- 3 この要綱による申請書の提出期限は、昭和47年11月30日とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 申請書の提出期限は、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和48年度分に限り、昭和48年11月17日までとする。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、昭和51年5月1日付けで定数増により委嘱された者の数に27,000円の12分の11を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員数に500円の12分の11を乗じて得た額。
- 3 昭和51年度に係る第3条第2項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和51年11月30日とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年11月8日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和52年12月1日付けで定数増により委嘱された者の数に30,000円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員定数に700円の12分の4を乗じて得た額。
- 3 昭和52年度に係る第3条第2項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和52年11月30日とする。

附 則

この要綱は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 5 5 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和 5 5 年 1 2 月 1 日付けで定数増により委嘱された者の数に 3 8 , 0 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。

(2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員定数に 9 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。

3 昭和 5 5 年度における第 3 条第 1 項に規定する申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

4 昭和 5 5 年度における第 3 条第 2 項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和 5 5 年 1 1 月 3 0 日とする。

附 則

この要綱は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 5 8 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和 5 8 年 1 2 月 1 日付けで定数増により委嘱された者の数に 4 1 , 0 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。

(2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員定数に 9 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。

3 昭和 5 8 年度における第 3 条第 1 項に規定する申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

4 昭和 5 8 年度における第 3 条第 2 項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和 5 8 年 1 1 月 3 0 日とする。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 9 月 2 7 日から施行し、改正後の規定は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 6 1 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同

条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。

- (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和61年12月1日付けで新たに増員された定数に43,000円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の定数に900円の12分の4を乗じて得た額。
- 3 第3条第1項に規定する申請書の様式中別紙1については、昭和61年度に限り、別紙アのとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、平成元年12月1日付けで新たに増員された定数に47,000円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の定数に1,300円の12分の4を乗じて得た額。
- 3 第3条第1項に規定する申請書の様式中別紙1については、平成元年度に限り、別紙アのとおりとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 平成4年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、平成4年12月1日付けで新たに増員された定数に54,000円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の定数に1,300円の12分の4を乗じて得た額。
 - (3) 民生委員協議会総務の活動旅費に要する経費に係る補助額については、平成4年12月1日付けで新たに増員された総務数に11,840円の12分の4を乗じて得た額。
 - (4) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助額については、平成4年12月1日付けで新たに増加された民生委員協

議会数に 1 0 0 , 0 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 5 年度における補助額のうち次に掲げるものについては、第 2 条の規定にかかわらず、当該各号により算出した額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、民生委員・児童委員定数（主任児童委員は除く）に 5 5 , 0 0 0 円を乗じて得た額に、主任児童委員の定数に 5 5 , 0 0 0 円の 1 2 分の 3 を乗じて得た額を加えた額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助額については、民生委員・児童委員定数（主任児童委員は除く）に 1 , 3 0 0 円を乗じて得た額に、主任児童委員の定数に 1 , 3 0 0 円の 1 2 分の 3 を乗じて得た額を加えた額。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 0 月 2 5 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 1 1 月 7 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 7 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成 7 年 1 2 月 1 日付けで新たに増員された定数に 5 7 , 0 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に 1 , 3 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。
 - (3) 民生委員協議会総務の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成 7 年 1 2 月 1 日付けで新たに増員された総務数に 1 1 , 8 4 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。
 - (4) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成 7 年 1 2 月 1 日付けで新たに増加された民生委員協議会数に 1 1 7 , 0 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 1 1 月 2 9 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 8 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成 9 年 1 月 1 日付けで新たに増員された定数に 5 8 , 0 0 0 円の 1 2 分の 3 を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に 1 , 3 0 0 円の 1 2 分の 3 を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 2 9 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 0 年 1 1 月 1 8 日から施行し、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 1 0 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成 1 0 年 1 2 月 1 日付けで新たに増員された定数に 5 9 , 6 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に 1 , 3 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。
 - (3) 民生委員協議会総務の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成 1 0 年 1 2 月 1 日付けで新たに増員された総務数に 1 1 , 9 2 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。
 - (4) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成 1 0 年 1 2 月 1 日付けで新たに増加された民生委員協議会数に 1 3 0 , 0 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 0 月 1 3 日から施行し、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 1 月 7 日から施行し、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 1 1 月 2 7 日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 1 3 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成 1 3 年 1 2 月 1 日付けで新たに増員された定数に 6 0 , 3 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に 1 , 3 0 0 円の 1 2 分の 4 を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 7 月 2 9 日から施行し、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 12 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 19 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 13 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 19 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成 19 年 12 月 1 日付けで新たに増員された定数に 58,400 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

(2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に 542 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

(3) 民生委員協議会会長の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成 19 年 12 月 1 日付けで新たに増員された総務数に 11,920 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

(4) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成 19 年 12 月 1 日付けで新たに増加された民生委員協議会数に 200,000 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 6 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 7 月 2 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 22 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた（又は減じた）額とする。

(1) 民生委員協議会会長の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成 22 年 12 月 1 日付けで新たに増加（又は減少）した民生委員協議会数に 11,920 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

(2) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成 22 年 12 月 1 日付けで新たに増加（又は減少）した民生委員協議会数に 200,000 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 4 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成25年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた（又は減じた）額とする。

(1) 民生委員協議会会長の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成25年12月1日付けで新たに増加（又は減少）した民生委員協議会数に11,920円の12分の4を乗じて得た額。

(2) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成25年12月1日付けで新たに増加（又は減少）した民生委員協議会数に200,000円の12分の4を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第 1 号

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金交付申請書

令和 年 月 日
号

(あて先)
埼玉県知事

市町村長

下記により令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 補助金算出基礎 (別紙 1 のとおり)
- 3 補助事業の遂行に関する計画 (別紙 2 のとおり)

様式第 1－2 号（変更交付申請用）

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金交付
変更交付申請書

令和 年 月 日
号

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

下記により令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金の交付
を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定によ
り関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 補助金算出基礎 （別紙 1－2 のとおり）
- 3 補助事業の遂行に関する計画（別紙 2 のとおり）

別紙 1（当初交付申請用）
令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金所要額調書

市町村
(4月1日現在)

定数	人	協議会数	会
----	---	------	---

区 分	定数 ①	市町村支出予定 額のうちの補助 対象経費 (10円未満切り捨て) ②	交付基準に よる算定額 (10円未満切り捨て) ③	申 請 額 ④
(1) 民生委員及び 児童委員活動 費補助	人	(節) 円 計	円	円
(2) 民生委員協議 会補助		(節) 計		
(3) 民生委員推薦 会の開催に要 する経費		(節) 計		
(4) 民生委員協議 会会長補助		(節) 計		
(5) 民生委員協議 会活動推進費 補助		(節) 計		
合 計				

- 1 ①欄の(1)(2)欄は、4月1日現在の民生委員の定数を記入すること。(4)(5)欄は、4月1日現在の協議会数を記入すること。
- 2 ②欄は、市町村支出予定額のうちの補助対象経費を記入し、事業名及び支出科目(節)の内訳を記入すること。
- 3 ③欄の(1)(2)(4)(5)欄は、「補助単価×①」により算出した額を記入すること。③欄の(3)は、知事が別に定める額を記入すること。
各補助区分の算定額で10円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。
- 4 ④欄は、②欄と③欄とをそれぞれ比較して、少ない方の額を記入すること。

別紙 1－2（変更交付申請用）

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金所要額調書

市町村

（ 月 日現在）

定 数	人	協議会数	会
-----	---	------	---

区 分	定数 ①	市町村支出予 定額のうちの 補助対象経費 (10円未満切り捨て) ②	交付基準に よる算定額 (10円未満切り捨て) ③	申 請 額 ④
(1) 民生委員及び 児童委員活動 費補助	4/1定数 人	(節) 円 計	4/1定数分 円	円
	増員数		増員分	
	減員数		減員分	
	定数計		合計額	
(2) 民生委員協議 会補助	4/1定数	(節) 計	4/1定数分	
	増員数		増員分	
	減員数		減員分	
	定数計		合計額	
(3) 民生委員推薦 会の開催に要 する経費		(節) 計		
(4) 民生委員協議 会会長補助	4/1協議会数 会	(節) 計	4/1協議会分	
	増数		増数分	
	減数		減数分	
	協議会数計		合計額	
(5) 民生委員協議 会活動推進費 補助	4/1協議会数	(節) 計	4/1協議会分	
	増数		増数分	
	減数		減数分	
	協議会数計		合計額	
合 計				

- 1 ①欄の(1)(2)欄は、4月1日時点の民生委員の定数、定数に変更が生じた場合はその増員数又は減員数、変更申請時点の民生委員の定数を記入すること。(4)(5)欄は、4月1日時点の協議会数、協議会数に変更が生じた場合はその増数又は減数、変更申請時点の協議会数を記入すること。
- 2 ②欄は、市町村支出予定額のうちの補助対象経費を記入し、事業名及び支出科目(節)の内訳を記入すること。
- 3 ③欄の(1)(2)(4)(5)欄は、「補助単価×①」により算出した額を記入すること。定数や協議会数に変更が生じた場合は、変更分を月額で算定し、増員分・減員分または増数分・減数分の欄にそれぞれ記入すること。
- 各補助区分の算定額で10円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。
- 4 ④欄は、②欄と③欄とをそれぞれ比較して、少ない方の額を記入すること。

別紙 2

令和 年度民生委員協議会開催計画

[illegible]

様式第 2 号

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金交付
決定通知書

令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和
年度民生委員及び児童委員活動費等補助金については、下記のとおり交
付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 概算払

様式第 2－2 号（変更交付申請用）

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金
変更交付決定通知書

社 福 第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和
年度民生委員及び児童委員活動費等補助金については、下記のとおり交
付します。

記

- | | | | |
|---|---------------|-------|---|
| 1 | 既 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| 2 | 変 更 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| 3 | 支 払 方 法 | 概 算 払 | |

様式第 3 号

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助事業実績報告書

号

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

令和 年度民生委員及び児童委員活動費補助事業

令和 年度民生委員協議会補助事業

令和 年度民生委員推薦会補助事業

令和 年度民生委員協議会会長補助事業

令和 年度民生委員協議会活動推進費補助事業

2 補助事業の交付決定の日及び金額並びに受入の日及び金額

令和	年	月	日	交 付 決 定	金	円
----	---	---	---	---------	---	---

令和	年	月	日	受 入	金	円
----	---	---	---	-----	---	---

令和	年	月	日	変 更 交 付 決 定	金	円
----	---	---	---	-------------	---	---

令和	年	月	日	受 入	金	円
----	---	---	---	-----	---	---

受 入 合 計	金	円
---------	---	---

3 補助事業の実施期間

令和 年 月 日から

1 年間

令和 年 月 日まで

4 補助事業に要した経費の精算に関する事項

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金精算書

(別紙 1 のとおり)

別紙 1

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金等精算書

市町村

定 数	人	協議会数	会
-----	---	------	---

区 分 補助事業名	市町村支出済額 のうちの補助対 象経費(10円未満切捨) A	県費補助額 (10円未満切捨) B	差引過不足額 C (B - A)	備 考 (主な支出)
(1) 民生委員及び 児童委員活動 費補助	(節) 円 計	円	円	
(2) 民生委員協 議会補助	(節) 計			
(3) 民生委員推薦 会補助	(節) 計			
(4) 民生委員協議 会会長補助	(節) 計			
(5) 民生委員協議会 活動推進費補助	(節) 計			
合 計				

- 1 A欄には、事業名及び支出科目(節)の内訳を記入すること。
- 2 B欄の(1)(2)には、「補助単価×4月1日現在の民生委員の定数」により算出した額を記入すること。また、(4)(5)欄には、「補助単価×4月1日現在の協議会数」により算出した額を記入すること。ただし、年度途中で定数や協議会数に変更が生じた場合は、変更分を月額で算定すること。
 なお、各補助区分の算定額で10円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。
- 3 備考欄には、主な支出科目(例：研修資料代10万円)を記入すること。

様式第 4 号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：_____

市町村名：_____

代表者職・氏名：_____